

事務連絡
平成 28 年 4 月 4 日

各 都道府県衛生主管部（局）
保健所設置市
特別区
地方厚生（支）局 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律等に関する Q&A（その 3）について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律等については、「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）により、その取扱い等について示したところであるが、今般、これらに関する Q&A（その 3）について、別紙のとおり定めたので、貴管下関係者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

